

資料8 対策の実施主体の考え方

1. 対策の実施主体の考え方

実施主体	土地所有者等	地方公共団体	汚染原因者
考え方の根拠	1. 土壌が汚染されている場合は、その土地そのものが人の健康に対し危険な状態を潜在させており、その危険な状態について責任がある 2. 土壌汚染の拡散に影響を及ぼす土地の利用計画を判断する権原を有する 3. 対策を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する（状態責任を基礎とする所有者責任の考え方）	1. 土壌汚染による被害の可能性及びそれに対する早期対策実施の必要性（公共事業として対策を行う場合の実施主体、費用負担は『汚染者負担原則』の考え方）	1. 汚染者負担の原則（原因者責任の考え方）
制度面の留意点	なし	1. 私有地で対策を行うための権原を付与する必要がある 2. 汚染が私有地に留まっている場合、公共性が高いとは言い難い	1. 対策を行うために必要な土地の掘削等に関する権原がない（土地所有者等の権原者の同意なく、土地の状態を変更できない）
運用面の問題	1. 土壌汚染に関する責任について認識がない場合がある 2. 汚染の浄化等の費用が土地の取引価格を超える場合がある	1. 巨額にのぼる事業費を公共の負担で行うことには合意が得られにくい	1. 汚染原因者を特定することに困難が伴う 2. 汚染原因者が特定できない場合がある 3. 汚染原因者が不在の場合がある
備考	中央環境審議会答申		従来規制指導等の考え方

土地所有者等とは、土地所有者、占有者（借地人等）又は管理者（破産管財人等）をいう

2. 対策の実施主体の考え方（国内）

	指針・条例等	対策の実施主体の規定等	備考
国	今後の土壌環境保全対策の在り方について	土地所有者等。 ただし、汚染原因者に対し費用を求償できる。また土地所有者に異議がないときは汚染原因者にリスク低減措置を求めるとも可。	平成14年1月 中央環境審議会 答申
地方自治体	新潟県	事業者	平成9年4月
	神奈川県	事業者	平成10年4月
	東京都	事業者、土地改変者	平成12年12月
	埼玉県	事業者、土地改変者	平成13年6月